

免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途

免税軽油使用者(事業の主体)	免税用途
石油化学製品を製造する事業を営む者	石油化学製品製造事業の事業場において 1 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝酸油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料(ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る)の用途 2 ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途
船舶の使用者	船舶※の動力源の用途 ※ 専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く)に供する船舶を除く(R7.4.1~)
自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊又はオーストラリア軍隊が通信の用に供する機械、自動車(政令で定めるものを除く。)その他これらに類するものとして政令で定めるもの※の電源又は動力源の用途 ※ レーダー、射撃統制装置、音波機械、整備教育用エンジン、火炮及び誘導武器の発射装置、通信の用に供する機械、レーダーの整備用機械等
鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用軌道を設置する者及び専用軌線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両又はこれらに類するもので政令で定めるもの※の動力源の用途 ※ 日本貨物鉄道株式会社が駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のもの
・農業又は林業を営む者 ・委託を受けて農作業を行う者で、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械により行われるもの)の全ての委託を受けて行う者 ・農地の造成又は改良を主たる業務とする者 ・素材生産業を営む者で、前年度における素材の生産量が㎡以上である者。	農業又は林業の用に供する農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものの動力源の用途 1 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械 2 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積降ろしのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
生コンクリート製造業	生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付き試す機並びに鉱物(岩石及び砂利を含む。以下同じ。)の掘採事業を営む者の事業場内において、専ら鉱物の掘採、積込み、運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く)の動力源の用途
とび・土工事業で総務省令で定めるもの(建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業)を営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削、又は運搬のために使用する建設機械注(カタビラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の登録を受けているものを除く)の動力源の用途
鉱さいパラス製造業を営む者(中小事業者等に限る)	鉱さいパラス製造業を営む者(租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(以下「※中小事業者等」という。)に限る。)の事業場内において専ら鉱さいの破砕又は鉱さいパラスの集積若しくは積込みのために使用する機械(道路運送車両法第4条の登録を受けているものを除く。)の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において、専ら当該倉庫のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉄道(軌道を含む。)に係る貨物運送取扱事業又は鉄道貨物積降業を営む者	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内において専ら貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道(軌道を含む。)により運送される貨物の鉄道(軌道を含む。)の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
航空運送サービス業で総務省令で定めるもの(飛行場において航空機への旅客乗降設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業)を営む者	空港法第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三条第三号ロに規定する埋立地をいう。以下同じ。)内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(これらの者のうち中小事業者等を除く。)が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの(一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。)以外のものの動力源の用途
木材加工業で総務省令で定めるもの※を営む者 ※ 一般製材業 単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パティクルボード製造業、木材防腐処理業	木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途
木材市場業で総務省令で定めるもの※を営む者 ※ 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り等の方法により行われる市場を 開設し、経営する事業	木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途
堆肥製造業で総務省令で定めるもの※を営む者 ※ 肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出が出された同項第3号の事業場内で行われるパーク堆肥製造業	堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械※又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械※の動力源の用途 ※道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。
索道事業を営む者	索道事業法第三十二条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械※又は雪を製造するための装置を備えた機械※の動力源の用途 ※道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。

・ 対象となる事業者及び用途は、法令等においてより詳細に定義されています。

・ 「石油化学製品を製造する事業を営む者」以外の対象者・用途に係る軽油引取税の課税免除については、令和9年3月31日までの限定的な措置となっています。